

入院面会規程

1. 目的

本規程は、入院患者の療養生活の質の向上および尊厳の保持並びに円滑な退院支援を図るため、患者と家族等の面会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 基本方針

当院は、患者と家族等との交流が患者の療養生活において重要であることを踏まえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

3. 面会時間

面会時間は原則として次の時間帯とする。

(1) 一般病棟 (60分以内)

毎日 13時00分～21時00分

(2) ICU・HCU (30分以内)

毎日 07時00分～7時30分 15時00分～15時30分 19時00分～19時30分
診療、看護ケア、その他事情で病棟スタッフの判断により面会時間を調整することがある。

4. 面会者

面会者は原則として次の者とする。

(1) 面会者は、対象や年齢制限を設けませんが、サージカルマスク（不織布マスク）を適切に着用できる者に限る。

5. 面会人数および回数

面会人数および回数は以下とする

(1) 面会人数、回数の制限はなし

ただし、主治医または病棟スタッフの判断により制限を必要とした場合はこの限りではない。

6. 面会を控えていただく場合

次のいずれかに該当する場合は、面会を控えるものとする。

(1) 面会時間以外の場合

(2) 面会者に体調不良（発熱 37.5℃以上、咳、下痢等の症状）がある場合

(3) 面会者が感染症に罹患している場合

(4) 病院職員が面会を控える必要があると判断した場合

7. 面会場所

面会場所は原則として次の場所とする。

- (1) デイルーム(食事場)または談話室
- (2) 患者の病状等により病室内

8. 面会手順

面会は次の手順で行うものとする。

- ①面会者は、中頭病院1階総合案内窓口にて申込用紙を記入する。
記載内容：訪問日付、時間、目的、患者病棟、患者氏名、面会者氏名、続柄
- ②面会者は面会ストラップを受取り、首から下げて面会する。
- ③病棟スタッフは、面会者の面会ストラップおよび体調等を確認し、面会の可否を判断する。面会可能な場合は、面会場所へ案内する。
- ④面会終了後は、面会ストラップを中頭病院1階総合案内窓口へ返却する。

9. 面会時の感染対策

面会者は次の感染対策を遵守するものとする。

- (1) 面会前後に手指衛生を実施すること
- (2) サージカルマスク（不織布マスク）を着用すること

10. 面会中の禁止事項

面会中は次の行為を禁止する。

- (1) 患者および病院職員への迷惑行為（暴言、暴力）
- (2) 他患者等および病院職員へ無断の写真や動画撮影、音声録音、SNS等への投稿
- (3) 医療機器への接触や操作
- (4) 病院職員の指示に従わない行為

11. 面会の特例

次の場合には時間外の面会を認めることがある。

- (4) 主治医または病院が必要と判断した場合

12. 代替手段

感染状況や患者の状態等により対面面会が困難な場合は、オンライン面会または電話連絡等の代替手段を提案し、希望があれば支援する。

13. 新興感染症流行時等の対応

院内または地域において感染症の流行が認められた場合などは、患者の安全確保および院内感染防止の観点から、次の措置を講じることができる。

- (1) 面会人数の制限
- (2) 面会時間の短縮
- (3) 面会場所の制限
- (4) 面会の一時的停止

これらの措置は、感染状況を踏まえ、ICT、ICCにて検討し、三役会議の判断により決定する。ただし、主治医の判断により面会を必要とした場合はこの限りではない。

※ICC（院内感染対策委員会）、ICT（感染制御チーム）、三役会議（病院長、看護部長、事務部長）

14. 周知

本規程の内容は、入院案内、院内掲示、病院ホームページ等を通じて患者および家族へ周知する。

15. 規程の制定および見直し

本規程は、病院運営の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。また、本規程の制定および改訂は、関係部署の意見を踏まえたうえで管理会議の承認を得て決定とする。

本規程は 2026年6月1日より施行する。

改訂履歴

版数	制定/改訂年月日	制定/改訂内容	作成	承認
初版	令和 8 年 (2026) 6 月 1 日	新規制定	総務課	5 月 29 日
	改訂： 年 月 日			
	改訂： 年 月 日			
	改訂： 年 月 日			
	改訂： 年 月 日			
	改訂： 年 月 日			
	改訂： 年 月 日			
	改訂： 年 月 日			
	改訂： 年 月 日			

本規定は年に 1 回の見直しを行うこととする。